

セラミックパーク MINO 飲食施設
運営委託業務プロポーザル公募要領

公益財団法人
セラミックパーク美濃

セラミックパークMINO飲食施設運営委託業務プロポーザル公募要領

セラミックパークMINO（以下「セラパーク」という。）は、陶磁器に関わる産業と文化の融合を目的とし、館内施設である岐阜県現代陶芸美術館（以下「美術館」という。）と連携して陶磁器産業の育成を図り、岐阜県の産業の発展及び観光の振興に資するため平成14年10月12日に開館し、指定管理者である公益財団法人セラミックパーク美濃（以下「財団」という。）が管理運営を行ってきました。

以来、国際陶磁器フェスティバル美濃をはじめとする各種催事を通じて陶磁器産業及び観光産業の発展に寄与してきましたが、このたび館内の飲食施設であるレストランの移転に伴い、飲食施設運営業務についてプロポーザル（企画提案）により業務委託先を募集します。

飲食施設は、セラパークでの各種催事及び美術館への来場者の利便性の向上とともに快適な空間を提供することを主な目的として運営を行います。

この要領は、飲食施設運営委託業務の内容、プロポーザルにあたっての選定手続を定めたものです。

第1 募集の内容

1 委託業務名

セラミックパークMINO飲食施設運営委託業務

2 業務内容

「セラミックパークMINO飲食施設運営委託業務仕様書」のとおり

3 委託期間

平成28年8月1日（月）から平成29年3月31日（金）まで

※ただし、財団が委託業務の履行内容が良好と認める場合において、契約期間満了の6か月前までに財団及び受託者が意思表示をしないときは、原則1年を単位に更新します。

※飲食施設の営業は原則として平成28年8月1日（木）から開始してください（期限までに営業を開始することができない場合は、その理由を企画提案書に記載してください）。

4 委託費

なし（財団から受託者への委託費等支払いはありません）

第2 施設（セラパーク）概要

1 所在地

多治見市東町4-2-5

2 施設構造

階	
3	屋上広場、作陶館
2	岐阜県現代陶芸美術館、ショップ&ギャラリーMI-NO、茶室、 飲食施設 、財団事務室、美術館事務室
1	展示ホール、国際会議場、イベントホール、小会議室

3 休業日・開館時間

休業日 年末年始（12月29日～1月3日）

開館時間 午前9時から午後9時まで

4 来場者数

(1) 貸出施設

- ・展示ホール（約1,000人収容）、国際会議場（約300人収容）、イベントホール（約150人収容）、小会議室（約50人収容）、茶室及び屋上広場
- ・利用者数：過去3年度（平成24～26年度）を平均すると年間で26万7千人程度です。3年ごとに開催される国際陶磁器フェスティバル美濃（次回は平成29年秋に開催予定）の年は増加傾向にあります。

(2) 美術館

- ・近現代の陶芸を中心とした国内外における陶芸作品、実用陶磁器を収集・所蔵し、展覧会を開催しています。
- ・開館時間：午前10時～午後6時
- ・休館日：毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は次の平日）及び年末年始（12月29日～1月3日）
- ・来館者数：年により増減がありますが、過去3年度（平成24～26年度）を平均すると年間で1万7千人程度です。

(3) 作陶館

- ・上絵付けコースをはじめとした作陶体験や、年間を通して陶芸を学ぶ陶芸講座等様々な陶芸体験ができる施設です。
- ・開館時間：午前10時～午後4時
- ・休館日：毎週月曜日（月曜日が祝日のときは次の平日）及び年末年始（12月29日～1月3日）
- ・利用者数：年により増減がありますが、過去3年度（平成24～26年度）を平均すると年間で3千人程度です。

(4) ショップ&ギャラリーMI-NO

- ・美濃焼を中心としたテーブルウェア製品等を販売しています。また地元の若手作家を中心とした企画展も開催しています。
- ・営業時間：午前10時～午後5時30分
- ・休業日：毎週月曜日（月曜日が祝日のときは次の平日）及び年末年始（12月29日～1月3日）

5 飲食施設の概要

面積：339.52㎡（客席、便所、廊下等206.12㎡、厨房、更衣室、倉庫、その他バックヤード133.4㎡）

※席数：40～50席程度

※レイアウト（席数含む）の変更可能

※飲食施設店舗以外の場所で販売を行う時は、事前に財団との協議が必要です。

第3 運営基準

1 業務内容

- ・飲食施設の運営
飲食は食事及び喫茶とします。

2 営業時間

午前11時～午後4時までの営業時間を必須とします。

※受託者の提案に基づき、上記以上の営業時間とすることができます。

※セラパーク開館時間外の営業も可能ですが、店舗への出入り等について注意が必要です。必ず確認を行ってください。

3 営業日

- ・次の営業日を必須条件とします。
セラパーク休業日（年末年始（12月29日～1月3日））以外の日
- ・上記のほかに、週1日の休業日（美術館の休業日に準ずるものとします）を設けることを認めますが、企画提案書に記載してください。
- ・運営上、臨時営業または休業が必要な場合は、事前に財団と協議の上、上記年末年始以外の日に営業及び休業することができるものとします。

4 運営方法

- ・受託者の直営とします。

5 留意事項

- ・セラパーク内の財団及び美術館が実施する事業と連携し、臨時営業等に努めていただくことが望ましい。
- ・文化施設（美術館）が入居する施設にふさわしい運営を行ってください。
- ・飲食施設のオープンは、原則として平成28年8月1日（月）から行ってください。期限までにオープンできない事情がある場合は、企画提案書に理由を明らかにし、オープン予定日を提案してください。
- ・貸館施設で行われるケータリングサービスを独占的に受注できるものではありませんが、利用希望者に対して受託者が広報を行います。
- ・飲食施設内は禁煙としてください（現在、セラパーク内に3箇所の喫煙場所を設置していますが、今後変更することがあります）。
- ・タバコの販売は認めません。

第4 経費負担等

1 委託費

財団から受託者への委託費支払はありません。

2 負担金

セラパーク指定管理者から請求される負担金を、受託者が負担してください。

（参考：年額約166万円（岐阜県行政財産目的外使用料徴収条例に準ずるもの））

※使用を希望しないスペースがある場合は、提案書に記載してください（使用する面積に応じて施設使用料は変動します）。

3 光熱水費

受託者が負担してください。

※ガス（プロパンガス）及び電気の供給業者は財団への供給業者と同一になります。

※設備・機器を新設する場合は、事前に財団及び岐阜県との協議が必要です。

4 通信費

電話使用料等の通信費は受託者が負担してください。

5 設備・備品等

- ・施設に付属する厨房機器や、岐阜県所有の備品については、無償で貸与します（仕様書別表「セラミックパークMINO飲食施設設備・備品リスト」（以下「設備・備品リスト」という。）参照）
- ・これらの設備や備品を修繕する場合は、受託者に瑕疵がある場合を除き、財団または岐阜県が費用を負担して行います（ただし、修繕・更新をしないと判断することもあります。）
- ・「設備・備品リスト」は平成28年4月現在の状況を示したものであり、今後変更になることがあります。
- ・受託者が厨房機器、客席家具、什器備品等の新たな設置を希望する場合には、事前に財団及び岐阜県との協議が必要です。なお必要な経費は受託者で負担していただきます。

6 店看板等

- ・飲食施設の看板等の設置を希望する場合には、事前に財団及び岐阜県との協議が必要です。なお必要な経費は受託者で負担していただきます。

7 内装

- ・内装を変更したい場合は、概要等を記載してください。なお必要な経費は受託者で負担していただきます。

8 その他

- ・飲食施設店内の清掃費、廃棄物処理費、その他飲食施設運営に要する経費は、受託者が負担してください。
- ・財団ホームページ、各種広報媒体を活用して、飲食施設の広報を行います（基本的な広報については受託者に費用負担は求めません）。

第5 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加できる者は、以下の条件をすべて満たす者としします。

- (1) 食品衛生法の営業許可（飲食店）を受けていること。
- (2) 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加資格を有しない者）に該当しないこと。
- (4) 役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 多治見市から「多治見市指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (9) 本店及び県内に所在する営業所等が国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (10) 多治見市から「多治見市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、提案書提出日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

2 企画提案書の作成

以下の項目について、「企画提案書（様式別紙3）」を作成してください。

企画提案書の規格はA4版（A3版資料折込可）、使用する言語は日本語、通貨は円とします。

- (1) 事業者の概要
 - ・名称
 - ・代表者名
 - ・所在地
 - ・資本金
 - ・現在の業務内容
 - ・従業員数
 - ・調理師免許所有者
 - ・決算概要（新規の場合は不要）
 - ・店舗等の状況（新規の場合は不要）
 - ・その他
- (2) 行政処分の有無
- (3) 店舗計画の全体のコンセプト
 - ・店名
 - ・営業形態
 - ・特徴などのPR
 - ・内装の変更提案
 - ・その他（集客の工夫・提案など）
- (4) 飲食施設の営業体制及び具体的な運営方法
 - ・営業日・営業時間
 - ・メニュー、料金
 - ・人員体制
 - ・臨時営業の対応等
 - ・その他（ケータリングサービスなどの付加）
- (5) 添付書類
 - ・収支計画書（セラパークの飲食施設運営を想定した概算の収入・支出計画）
 - ・提案者の登記簿謄本又は現在事項全部証明書
 - ・提案者の直近事業年度の事業報告書及び直近3事業年度の財務諸表
新規の場合は経営相談提出等による第三者の判断資料
 - ・提案者の直近3年度分の納税証明書（法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税）
 - ・提案者の食品衛生法営業許可指令書（写し）
 - ・提案者の現在の営業概要が分かるパンフレット等（新規の場合は不要）

3 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

- | | |
|----------------|------------------------|
| ①公募要領等の公開・配布 | 平成28年5月24日（火）～6月30日（木） |
| ②公募要領等に関する質問受付 | 平成28年5月24日（火）～6月23日（木） |
| ③プロポーザル参加申込受付 | 平成28年5月24日（火）～6月30日（木） |
| ⑤企画提案書受付 | 平成28年5月24日（火）～6月30日（木） |
| ⑥評価会議 | 平成28年7月14日（木） |
| ⑦結果の通知・公表 | 平成28年7月中旬（予定） |

(2) 公募要領等の公開・配布

- ①配布期間 平成28年5月24日（火）～6月30日（木）
- ②配布場所 公益財団法人セラミックパーク美濃
〒507-0801 多治見市東町4-2-5
TEL：0572-28-3200 FAX：0572-28-3201
E-mail：zaidan@cpm-gifu.jp

※公募要領等は、財団ホームページ(<http://www.cpm-gifu.jp>)内に掲示します。
なお、郵便等での配布は行いません。

(3) 公募要領等に関する質問受付

- ①受付期間 平成 28 年 5 月 24 (火) ～6 月 23 日 (木) 午後 5 時 15 分まで
- ②提出方法 質問は「公募要領等に関する質問書(様式別紙 1)」により、電子メール又は F A X により提出してください。
※提出後は、下記提出先に確認の電話をしてください。
※電子メールの場合は、件名を「セラミックパーク MINO 飲食施設運営委託業務」として送信してください。
- ③提出先 公益財団法人セラミックパーク美濃
- ④回答方法 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、財団ホームページ(<http://www.cpm-gifu.jp>)内で公開します。
なお、公開をもって公募要領等の追加・修正とします。

(4) 現地説明会

現地説明会は開催しませんので、希望者は事前に財団と協議してください。

(5) プロポーザル参加申込及び企画提案書の受付

- ①受付期間 平成 28 年 5 月 24 日 (火) ～6 月 30 日 (木) (必着)
- ②提出方法 ・参加申込書(様式別紙 2) 1 部
・企画提案書(様式別紙 3) 及び添付書類 8 部
(正本 1 部・副本 7 部、原本提出のものは副本はコピーで可)
- ③提出先 公益財団法人セラミックパーク美濃
- ④提出方法 公益財団法人セラミックパーク美濃あてに持参又は郵送により提出してください(6 月 30 日(木)必着)。
持参による受付は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。
郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください(期間内必着)。
- ⑤その他 プロポーザル評価会議において、企画提案書等を使用してプレゼンテーションを実施していただきます。また、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) 参加に際しての留意事項

- ①失格事由
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。
ア 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
イ 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合
ウ 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示した場合
エ 提案書類に虚偽の記載をした場合
オ 要領に反すると認められる場合
カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ②無効事由
提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効となります。
- ③著作権・特許権等
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。
- ④複数提案の禁止
企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。
- ⑤提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません(軽微なものを除く)。

⑥返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑦費用負担

企画提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑧その他

ア 参加者は、企画提案書の提出をもって、要領等の記載内容に同意したものとします。

イ 提出された企画提案書等は、「公益財団法人セラミックパーク美濃情報公開規程」に基づく情報公開請求の対象となります。

ウ 参加申込書の提出後に辞退をする場合は企画提案書受付期間内に、企画提案書の提出後に辞退をする場合は評価会議開催日前日までに、辞退届を提出してください。

(7) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

公益財団法人セラミックパーク美濃

〒507-0801 多治見市東町4-2-5

TEL 0572-28-3200

FAX 0572-28-3201

E-mail zaidan@cpm-gifu.jp

(留意事項) ・上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、ファックス又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうか確認を電話で行ってください。

・メール送信の際は、件名に「セラミックパーク MINO 飲食施設運営委託業務」と記したうえで送信してください。

第6 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、財団が別に定める委員により組織された「セラミックパーク MINO 飲食施設運営委託業務プロポーザル評価会議」が行います。

なお、委託者の選定にあたっては、評価項目に沿って、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価会議構成員が評価・採点し審議のうえ選定します。

2 評価会議

(1) 開催日・場所

日時：平成28年7月14日(木) 午前10時から

場所：セラミックパーク MINO 1階小会議室

(2) 企画提案の所要時間(1提案者あたり)

プレゼンテーション 20分間以内

評価会議構成員からの質疑 15分間程度

(3) 注意事項

① 評価会議への出席は2名までとします。

② 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

③ 指定の時間に遅れた場合、欠席した場合は、評価の対象としません。

④ プレゼンテーションにプレゼンテーションソフト等を使用する場合は、パソコン等端末は説明者側で用意してください。プロジェクター及びスクリーンは財団で用意しますが、説明者が持ち込むことも可とします。また、機器不良の場合に備え、機器を使わない形でプレゼンテーションを行う体制を整えてください。

3 評価項目及び評価内容

別表1「セラミックパーク MINO 飲食施設運営委託業務プロポーザル評価基準」のとおり

4 最優秀提案者の決定

- ・上記評価項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、評価会議構成員が評価・採点した結果、基準点（配点の6割以上）を満たし総評価点が最高点の者を最優秀提案者とします。
- ・参加者が1者のみの場合、評価の結果においてプロポーザル評価要領に定める基準点を満たすときは、当該参加者を最優秀提案者とします。

5 選定結果の通知・公表

選定結果は、評価会議終了後、契約交渉の相手方が決定してから郵送により通知するとともに財団ホームページで公表します。

第7 契約方法

財団は選定した最優秀提案者と協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、財団と最優秀提案者の協議により最終的に決定します。

なお、当初協議により仕様書の内容について調整が困難となった場合には評価結果において評価点が次に高い提案者と協議を行います。

第8 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、食品衛生法、労働基準法、労働安全衛生法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守してください。また、営業に必要な許認可等は、受託者が取得してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、財団と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「公益財団法人セラミックパーク美濃個人情報保護規程」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第9 業務の継続が困難となった場合の措置について

財団と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、財団は契約の取消しができます。この場合、財団に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、財団及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第10 不当介入における通報義務

契約候補者が、多治見市から「多治見市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第11 問い合わせ先

公益財団法人セラミックパーク美濃
〒507-0801 多治見市東町4-2-5
TEL 0572-28-3200
FAX 0572-28-3201
E-mail zaidan@cpm-gifu.jp